

## 「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」に係るQ&A

※この「Q&A」では、年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書は「給付算定基礎額残高通知書」と略称で表示しています。

公立学校共済組合年金部年金相談室

Q	A
1 給付算定基礎額残高通知書が共済組合から届きましたが、これは何ですか。何か手続きをする必要がありますか。	この通知書は、地方公務員共済組合法施行規程第 164 条の 10 の規定に基づき、平成 27 年 10 月に創設された「年金払い退職給付(正式名称:退職等年金給付)」の算定の基となる給付算定基礎額残高をお知らせするものです。手続きの必要はありません。
2 給付算定基礎額残高通知書は、どのような人に送られるのですか。	平成 27 年 10 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に組合員期間がある組合員(短期組合員を除く)の方と退職されている方(年金待機者)に送られます。 退職されている方(年金待機者)には、退職した年度の翌年と、節目年齢(35 歳、45 歳、59 歳、63 歳)に達した年度の翌年度に送られます。
3 給付算定基礎額残高通知書はいつ送付されるのですか。	毎年 7 月下旬に送付されます。
4 給付算定基礎額残高通知書が届きませんが、なぜですか	以下の場合が考えられます。  ○今年度の 4 月以後に採用された方の場合 今回の通知は、原則前年度 3 月末時点で当組合の組合員(短期組合員を除く)であった方に送付していますので、今年度から採用になった方については、送付されません。  ○今年度の 4 月以後に他の共済組合から転入してきた方の場合 今回の通知は、原則前年度 3 月末時点で当組合の組合員(短期組合員を除く)であった方に送付しています。前年度 3 月末時点で加入していた共済組合に給付算定基礎額残高通知書が送付されているかをご確認ください。  ○平成 27 年 10 月以降の組合員期間を有していない方の場合 年金払い退職給付制度が創設された平成 27 年 10 月以降の組合員期間を有していない方には、送付されません。  なお、インターネット上で、自身の公務員期間の記録や年金見込額等確認できる「地共済年金情報Webサイト」において、前月までの情報を反映した給付算定基礎額残高等を確認することができます。このWeb サイトは、当組合のホームページからもアクセスできます。(ご利用申込が必要です。)

<p>5 給付算定基礎額残高通知書には、将来受給できる年金見込額が表示されているのですか。</p>	<p>年金払い退職給付は積立方式であるため、将来の年金額を計算することができず、年金見込額は表示されておりません。</p> <p>現時点の給付算定基礎額を基にした年金額は、給付算定基礎額残高通知書の「⑨給付算定基礎額等合計」欄の金額(給付算定基礎額残高)をもとに、次のように算定することができます。</p> <p>(例)組合員期間が10年以上で、65歳で受給したときの金額は次のように求められます。</p> <p>○有期退職年金を20年で受給した場合の金額  「⑨給付算定基礎額等合計」× 1/2 ÷ 19.959725  (有期年金現価率)(※1)</p> <p>○終身退職年金の金額  「⑨給付算定基礎額等合計」× 1/2 ÷ 22.972879  (終身年金現価率)(※2)</p> <p>(※1)有期年金現価率は、支給残月数に応じて定められます。  上記数値は、令和4年10月から令和5年9月の支給残月数240月(20年)の有期年金現価率です。</p> <p>(※2)終身年金現価率は、年齢に応じて定められます。  上記数値は、令和4年10月から令和5年9月の65歳の終身年金現価率です。</p> <p>有期年金現価率及び終身年金現価率は地方公務員共済組合連合会の定款により定められており、毎年10月に改定されます。</p>
<p>6 給付算定基礎額残高通知書に令和5年3月までしか記録が表示されていないのは、なぜですか。</p>	<p>今回お知らせする給付算定基礎額残高等の情報は、令和4年4月から令和5年3月までの記録です。</p> <p>令和5年4月以降の記録は来年度の7月下旬にお知らせする予定です。</p>

<p>7 「①標準報酬月額」欄に表示されている金額は、実際の給料額と異なりますが、なぜですか。</p>	<p>標準報酬月額は、基本給のほか、残業手当、通勤手当など各種手当を加えた額を地方公務員等共済組合に定める標準報酬月額等級表(1等級(88,000円)から32等級(650,000円)までの32等級に区分)に当てはめた額ですので、実際の給料額とは異なります。</p> <p>また、期末手当等の支給があった月は、当月の標準報酬月額に標準期末手当等の額を合計しています。</p>
<p>8 「有期退職年金算定基礎額」欄と「終身退職年金算定基礎額」欄に金額が表示されていないのは、なぜですか。</p>	<p>この欄は、既に年金払い退職給付の退職年金を受給している方が再び公務員として再就職した場合にのみ表示される欄であるためです。</p>
<p>9 平成27年9月以前から勤務している者です。「⑩年金払い退職給付加入期間」に表示されている年数が、勤務期間と異なりますが、なぜですか。</p>	<p>年金払い退職給付は、平成27年10月に創設された制度です。</p> <p>このため、平成27年10月以降の組合員期間の年月数を表示しています。</p>
<p>10 給付算定基礎額残高通知書の宛先に旧住所が印字されていましたが、どのような手続きが必要ですか。</p>	<p>住所変更のお手続きが必要です。お手数ですが、以下の窓口へご連絡ください。</p> <p>○組合員の方→所属する支部</p> <p>○退職されている方→公立学校共済組合ホームページの「年金受給者(待機者)向け手続き」から「年金待機者異動報告書」をダウンロードし、当組合本部へご提出願います。</p>
<p>11 給付算定基礎額残高通知書を紛失したのですが、再発行することはできますか。</p>	<p>再発行することができますので、当組合本部へお電話にてご連絡ください。</p> <p>なお、再交付の場合は、ハガキ形式ではなくA4サイズの帳票になります。お手元に届くまでには、7～10日程度お待ちいただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。</p>

12 年金払い退職給付の退職年金を65歳になる前に繰上げ請求することはできますか。

退職後であれば、60歳以上65歳未満の方は、退職年金を繰上げ請求できます。

ただし、終身退職年金と有期退職年金は同時に繰上げなければならず、どちらか一方のみを繰上げることはできません。

繰上げた場合の年金額と繰上げしない場合の年金額を比較すると、以下のとおりです。

○有期退職年金

給付算定基礎額を計算する際の利息が繰上げ請求時点でしか付与されず、その分給付給付算定基礎額が少なくなるにより、有期退職年金算定基礎額が少なくなり、65歳で請するより年金額が減額となります。

○終身退職年金

給付算定基礎額を計算する際の利息が繰上げ請求時点までしか付与されず、その分給付算定基礎額が少なくなるにより、終身退職年金算定基礎額が少なくなります。